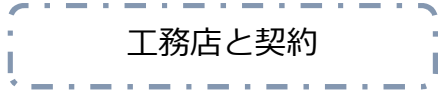


R4年度 とやまの木で家づくり支援事業 手続きの流れ



通年募集！

① 事業計画認定申請書(様式第1号)を作成し、森林政策課または農林振興センターへ送付
 ※申請者は住宅の施主(住宅を建築される個人の方)
 ※契約書の写し及び位置図不用

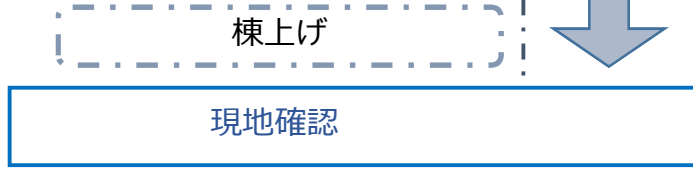
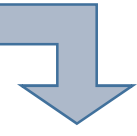


事業計画認定通知書を送付

※ 事業計画の認定は、補助金の交付を約束するものではありません。

※ 住宅の完成の1ヶ月前までに提出
 現地確認を伴うため、上棟までの提出が望ましい。
 (提出時期によっては受理できない場合があります。)

② 農林振興センターへ現地確認依頼



※ 農林振興センター職員による現地確認(県産材の概算使用量が20m3未満の場合など、農林振興センターの判断で現地確認を不要とすることがあります。)

③ 補助金交付申請書(様式第6号ほか)を作成し農林振興センターへ提出(住宅完成後)

◎農林振興センターで書類のチェックをした後、センターから県庁森林政策課へ書類を送付

補助金の交付及び額の確定

※ 交付申請書の受理の順に補助金交付決定
 ※ 予算の範囲を超えた時点で受付を停止

補助金の支払い

※ 交付申請書が県庁森林政策課で受理した後、通常1~2週間程度で指定された口座へ振り込み

〔住宅の完成が翌年度にずれ込む場合〕
○翌年度も本事業が継続
 完成後に補助金交付申請書を提出いただくと、翌年度の事業の対象となります(補助金の額の算定や補助要件等は、翌年度の事業実施要領に基づきます)。
○翌年度に本事業が廃止
 補助は受けられません。